

京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS の年会費は、京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS 特約第6条をご確認ください。

2025年12月9日改定

京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS 特約

第1条(本特約)

1. 本特約は、次条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と京浜急行電鉄株式会社(以下「京浜急行電鉄」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
●京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS
2. 入会申込者は、本特約、会員規約、京浜急行電鉄が別途定める「京急プレミアポイント規約」および「京急プレミアポイント クレジット会員特約」(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承諾のうえ、三菱UFJニコスおよび京浜急行電鉄(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)と京浜急行電鉄の会員資格(以下「京浜急行電鉄会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員が京浜急行電鉄の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正行為を行う等京浜急行電鉄会員資格を有するに不適当であると認められた場合、京浜急行電鉄は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の京浜急行電鉄会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が京浜急行電鉄会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に京浜急行電鉄会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が京浜急行電鉄会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。

- 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、京浜急行電鉄会員資格も当然に喪失するものとします。
- 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、京浜急行電鉄または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、京浜急行電鉄が提供する特典およびサービスを受ける場合、京浜急行電鉄所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

- Visaブランド以外の国際ブランドに関する規定

第6条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

ゴールド会員	
本人会員	2,095円* ¹
家族会員	1名様は無料。 2名様以上の場合、2人目より1名様につき440円* ²

*1 本カードの場合、本人会員の入会初年度の年会費は無料とします。

*2 家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

第7条(本特約の改定など)

- 京浜急行電鉄と三菱UFJニコスが双方合意した以下の場合に、本特約を変更することができます。
 - 本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 両者は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期をホームページ(京急プレミアポイントweb)に公表する方法その他両者が適切と考える方法により、会員に周知いたします。

京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS 「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または京急プレミアポイント特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

1. 本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を、保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。提携先の事業内容、提供するサービス内容につきましては、ホームページ(<https://www.keikyu.co.jp>)をご覧ください。

①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。

②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。

③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:京浜急行電鉄株式会社

住 所:〒220-8625 横浜市西区高島 1-2-8

電 話 番 号:045-225-9866

利 用 目 的:①京浜急行電鉄株式会社の事業における市場調査、商品開発。

②京浜急行電鉄株式会社の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

③ポイントサービスの提供など、京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUSの基本的な機能や各種サービスの提供。

2. 会員等は、提携先が第1項にて取得した個人情報を、保護措置を講じたうえで、提携先と提携するグループ各社(以下「京急グループ各社」といいます。)および提携先が指定した京急プレミアポイント加盟店(以下「加盟店」といいます。)に提供し、下記目的のために利用することに同意します。京急グループ各社および加盟店の企業名、事業内容

は京浜急行電鉄のホームページ(<https://www.keikyu.co.jp>)をご覧ください。なお、本項にもとづく個人情報の管理責任者は京浜急行電鉄株式会社となります。

- 利用目的:①京急グループ各社および加盟店の事業における市場調査、商品開発。
②京急グループ各社および加盟店の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。
③ポイントサービスの提供など、京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUSの基本的な機能や各種サービスの提供。

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条第1項および第2項における利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出した場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、当該措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
- 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

2025年12月9日改定

京急プレミアポイント クレジット会員特約

第1条(特約の目的)

- 本カードは、京浜急行電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するカードで、総称して「京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS(以下「本カード」といいます。)」と称します。本カードには、当社と三菱UFJニコスとの間の提携に基づき、三菱UFJニコスが承認した当社の提携先(以下「当社提携先」といいます。)の名称、ロゴ、営業内容等をカードの表面にデザインしたカードも含みます。
- 本特約は、本カードの利用に応じ、本カードの本人会員および家族会員(以下一括して「当会員」といいます。)に対して提供する特典(以下「ポイントサービス」といいます。)の内容とその特典を受けるための条件について、当社および三菱UFJニコスが定めたものです。

3. 本特約で定める規定は、当社が「京急プレミアポイント規約」(以下「ポイント規約」といいます。)に定める規定に優先するものとし、本特約に記載されていない事項については、「ポイント規約」、「京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS 特約」および三菱UFJニコスの定める「会員規約」(以下「個人会員規約」といいます。)の内容が適用されるものとします。

第2条(ポイントサービス)

1. ポイントサービスとは、当会員が、本カードにより商品もしくは権利を購入した際、またはサービスの提供を受ける際に、その利用金額に応じて当社から付与されるポイントによって、指定された加盟店における商品購入時またはサービス利用時の代金の全部または一部に、当社が定める換算率により円単位の価値に換算した金額相当額を充当することや、原則として1ポイントあたり1円の割合でご利用ができるサービスです。
2. ポイントサービスは、加盟店での本カード利用の場合付与される「ポイント規約」に定めるポイント(以下「基本ポイント」といいます。)と、本カードによる「個人会員規約」に基づく信用販売による利用(以下「クレジット利用」といいます。)の場合付与される本特約に定めるポイント(以下「クレジットポイント」といいます。また、「基本ポイント」と「クレジットポイント」をあわせて「ポイント」といいます。)の二つがあります。
3. 当会員が、加盟店で本カードにてクレジット利用した場合、基本ポイントに加えて、クレジットポイントが付与されます。
4. 本カードでは、三菱UFJニコスが行うポイントプログラム「グローバルポイント」を利用することはできません。

第3条(クレジットポイント)

1. クレジットポイントは、毎月15日に三菱 UFJ ニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。
2. 加盟店毎にクレジットポイント付与率、付与単位を定めるものとします。また、特定の期間や特定の商品、特定の会員向けにクレジットポイント付与方法を変更する場合があります。

第4条(クレジットポイント付与対象)

前条第1項のカード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、年会費、一部の保険掛け金など所定のものは含まれないものとします。

第5条(家族会員のカード利用)

1. 家族会員のカード利用によるクレジットポイントの付与に関しては、当該家族会員が属する本人会員のカード利用によるものとみなし、そのクレジットポイントは本人会員に付与されるものとなります。
2. 基本ポイントに関しては、本人会員のカード利用分は本人会員に付与され、家族会員のカード利用分は家族会員に付与されるものとします。

第6条(ポイントの付与日)

1. クレジットポイントについては、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、当月内の所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。
2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。

- 前1項、2項で付与されるポイントは、お支払い前にカードの提示がなかった場合は原則付与することはできません。
- 当社は、第2条に定めるポイントの他、ご入会時やバースデーポイントなど、当社が適当と認めたサービスに応じて当該会員にポイントを付与することができるものとします。

第7条(ポイントの計算)

- クレジットポイントは、第3条に定めるカード利用代金に対して当社および三菱UFJニコス所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社および三菱UFJニコスが指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。
- 基本ポイントの計算方法は、「ポイント規約」に基づくものとします。
- 基本ポイントの付与率、付与単位については、当社にて加盟店毎にこれを定めることができるものとします。

第8条(ポイントの有効期間)

ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントを付与した日から2年間です。

第9条(クレジットポイントの付与取消)

クレジットポイントが付与された商品またはサービスなどの購入の取消などにより、カード利用代金の全部または一部が取消された場合は、取消額に応じ、クレジットポイントも当社所定の方法により取消されるものとします。

第10条(会員へのポイント連絡)

- ポイント数および蓄積された有効なポイント残高などは、一部加盟店のレシート、「京急プレミアポイントwebサイト」(登録制)、「京急プレミアポイントアプリ」(登録制)にてご確認いただけます。
- クレジットポイントのポイント数は、三菱UFJニコスよりご利用に応じて毎月当会員宛に送付される「ご利用明細書」内にて、当該月に付与されたクレジットポイント数のみお知らせいたします。

第11条(ポイントの還元の条件)

- ポイントの還元は、還元時点で当会員資格を有していることが必要となります。
- 当社および三菱UFJニコスが、当会員が本特約、「ポイント規約」、「京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS 特約」もしくは「個人会員規約」を遵守していないと認めた場合は、当会員へのポイント還元を拒否または留保することができるものとします。

第12条(カードの再発行)

- 本カードの汚損、破損、紛失等の理由での再発行は「個人会員規約」に基づき、再発行をいたします。また、会員は本カードの紛失、盗難が発生した場合には、直ちに当社および三菱UFJニコスにご連絡いただくものとします。
- 紛失・盗難によりポイントが不正に利用された場合でも、当社は一切の責を負いません。

第13条(会員資格の喪失)

当会員が理由の如何を問わず本カードの会員資格を喪失した場合、すでに蓄積されている有効なポイントはすべて失効するものとし、本特約におけるすべての権利も消滅するものとします。

第14条(ポイントに関する疑義など)

1. 当会員は、理由の如何を問わず、ポイントに関する権利、義務を他人に貸与、譲渡、担保提供し、もしくは引受けさせ、または相続されることはありません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、還元資格に関する疑義、その他ポイントサービスの運営に関して生ずる疑義は、当社の決するところによるものとします。

第15条(変更・改定・廃止など)

1. 当社は以下の場合に、本特約を変更することができます。
 - (1)本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2)本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期をホームページ(京急プレミアポイントwebサイト)に公表する方法その他当社が適切と考える方法により、会員に周知いたします。